

# 八尾市雇用促進・定着支援金

八尾市民を新たに雇用された場合、雇入日から支払われた

## 3カ月間の合計賃金の の1/2を支給

※正規雇用の支給上限40万円、非正規雇用の支給上限20万円

### 主な支給要件(※1)

- 八尾市内に事業所があり、八尾市民を「ハローワーク」「八尾市無料職業紹介所」「その他の無料職業紹介事業者」のいずれかの職業紹介を通じて雇い入れること。(※2・※3)
- 主たる勤務地が八尾市内にあること。
- 令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に雇い入れること。
- 雇用期間に定めがないこと(定めがある場合は原則として更新されることが明確であること)。(※4)
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

※1 支給要件、支給金額や必要書類等、詳しくは八尾市ホームページをご確認ください。

※2 事前に「ハローワーク」や「八尾市無料職業紹介所」への求人提出が必要です(求人提出にあたっては、居住地に関わりなく募集することが必要です)。「その他の無料職業紹介事業者」を利用される場合は、各事業者へお問い合わせください。

※3 「その他の無料職業紹介事業者」からは「高等学校等による職業紹介」を除きます。

※4 対象労働者は、雇い入れ時点から申請時点まで、本市に住民登録されている必要があります。

【ホームページ】

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000056907.html>



【申請期限】令和5年3月3日



申請書の作成などのサポートも実施しています!!  
ご不明な点は、お気軽にご相談ください!!

【お問い合わせ先】

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館

八尾市魅力創造部労働支援課 ☎072-920-4123 (平日9:00~17:00)

新型コロナウイルス感染症対応  
地方創生臨時交付金 対象事業

八尾市 (協力: ハローワーク布施)